

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除について 七ヶ宿町（新規）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により，平成24年5月10日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から，出荷制限が指示されていた七ヶ宿町で産出された「原木しいたけ（露地栽培）」について，平成29年7月11日に下記のとおり出荷制限が一部解除されました。

記

1 出荷制限解除の対象

七ヶ宿町において産出された「しいたけ」（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル（露地栽培編）」（以下「県栽培管理基準」という。）に即して生産され，基準値以下であることが確認された「しいたけ」。

2 解除の対象となる生産者数

七ヶ宿町内生産者1名

3 解除後の出荷管理及び検査等

- (1) 解除の対象となる生産者は，県の生産者認証登録を受け出荷する（県，町のホームページで氏名等を公表し，農業協同組合，直売所，卸売市場等へ周知）。
- (2) 認証登録された生産者が出荷する場合は，出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。
- (3) 解除された生産者は，県栽培管理基準に基づき，解除ロットごとに1検体の出荷前検査を行う。
- (4) 県は出荷期間中に七ヶ宿町内で毎月1検体の定期検査を行う。

<参考>

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の状況

白石市，角田市，蔵王町，*七ヶ宿町，村田町，*川崎町，丸森町，*仙台市，名取市，*大和町，富谷市，*大衡村，*大崎市，*加美町，色麻町，*栗原市，*登米市，石巻市，東松島市，*気仙沼市，*南三陸町（21市町村）

* 一部出荷制限解除：仙台市7名，大和町1名，大崎市3名，登米市5名，南三陸町3名 気仙沼市1名，加美町5名，栗原市3名，川崎町1名，大衡村1名，七ヶ宿町1名

計31名の生産者

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除の仕組み

生産者及び生産ロット（植菌年や栽培管理方法等が同一のもの）ごとに，国に対し出荷制限解除の申請を行い，制限解除の指示を受ける。なお，「たけのこ」などのように，地域単位で制限が解除されるものではない。